

(適用範囲)

第1条 この基準は、知的障害者が単独で、又は介護者とともに、当社線内各駅及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(定義)

第2条 この基準において「知的障害者」とは、療育手帳制度について（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者をいう。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する者

(2) 「第2種知的障害者」とは、前各号以外の者をいう。

3 療育手帳は、「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知）に掲げるものにより代用することができる。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者又は定期乗車券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して1人の介護者を同伴することができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独で、又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。ただし、知的障害者が単独で乗車する場合に発売するものは、北綾瀬又は綾瀬発小田急線連絡及び北綾瀬・西日暮里間各駅発小田急線經由箱根登山線連絡に限る。

(2) 定期乗車券 第1種知的障害者又は12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。ただし、介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(3) 回数乗車券 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。ただし、知的障害者が普通乗車券により単独で乗車する場合は、普通旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルを超える区間に限る。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な用紙で申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項の規定により購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが同一の列車に乗車する場合に限り有効とする。

(旅客運賃の払戻し)

第9条 第3条第2項の規定により購入した乗車券の旅客運賃の払戻しは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限り取扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者が割引乗車券で乗車する場合は、療育手帳を携帯して係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱方)

第11条 知的障害者に対する旅客運賃割引の取扱方については、この基準によるほか、旅客運送に関する一般の規定による。

(旅客運送の契約条件の変更)

第12条 当社は次の各号に該当する場合、当社の裁量により旅客運送の契約条件を変更できるものとし、旅客は当該変更同意したものとする。

(1) 旅客運送の契約条件の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。

- (2) 旅客運送の契約条件の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は前項による変更をするときは、その効力発生時期を定めるとともに、当該効力発生時期が到来するまでに、旅客運送の契約条件を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を当社ホームページへの掲載その他の適切な方法で周知するものとする。

(改廃手続)

第13条 この基準の改廃は、りん議文書により部長決裁で行う。

附 則 (平成19年4月営業部達第22号)

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年2月営業部達第59号)

この基準は、平成20年2月15日から施行する。

附 則 (平成26年3月営業部達第44号)

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (2019年3月営業部達第48号)

この基準は、2020年3月14日から施行する。

附 則 (2022年2月営業部達第27号)

この基準は、2022年2月25日から施行する。

附 則 (2024年7月営業部達第22号)

この基準は、2024年8月1日から施行する。